

## 第3章

---

### 計画の基本的な考え方



## 第1節 基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するためのものです。「男女共同参画推進条例」第3条に定める以下の7つの基本理念を、本計画の基本理念として掲げます。

### (1) 男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女が、個人の尊厳を重んじられ、性別による差別的取扱いを受けずに、能力を発揮する機会が確保されるようにします。また、男女の性別に起因した暴力が根絶されるようにします。

### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように配慮します。

### (3) 施策等の立案・決定の場における共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画できるようにします。

### (4) 家庭生活とそれ以外の社会活動の両立

男女が、家庭の重要性を認識し、子育てや介護などを互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立を図ることができるようにします。

### (5) 人権の尊重を基本とした教育の実施

学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われるようにします。

### (6) 男女の性についての理解と生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにします。

### (7) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、国際的な取組と歩調を合わせながら進めます。

## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市の現状と課題を踏まえ、3つの基本目標を設定し、基本理念を強力に推進していきます。

### ■基本目標1 男女共同参画社会(\*)を支える意識の形成

男女共同参画社会の実現には、個人が性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えることが重要です。しかし、人々の意識の中には、長い時間をかけて形成されてきた性差観があり、なかでも固定的な性別役割分担意識(\*)は、時代と共に変わりつつあるものの、家庭、学校、職場、地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするために、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除くように努めていきます。また、次世代を担う子どもたちが若いうちから偏見や差別意識を無くせるよう、男女平等意識の醸成を図っていきます。

### ■基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進は、家庭、就労、地域などあらゆる分野での取組が重要です。また、働く女性は増加していますが、いまだ男性中心型労働慣行が根強く残っており、仕事と家庭の両立が困難となった場合に、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることも少なくありません。また、男性も職場での職責や家庭での経済的責任が課せられる傾向が強く、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、家事や育児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指します。

### ■基本目標3 暴力の根絶と安心して暮らせるまちづくりの推進

配偶者等からの暴力(DV)(\*)をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、犯罪行為となるだけでなく、重大な人権侵害であり、ジェンダー(\*)平等社会の実現を阻害するものとなります。こうした認識が市民に浸透するよう、啓発活動を継続するとともに、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実を進めることが重要です。

また、ひとり親等の生活上の困難を抱えやすい女性が、さらに困難な状況に陥ることが無いよう、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。さらに、一人ひとりが生涯にわたって健康の維持、学び続け活躍し続けられる環境の整備にかかる事業を推進していきます。

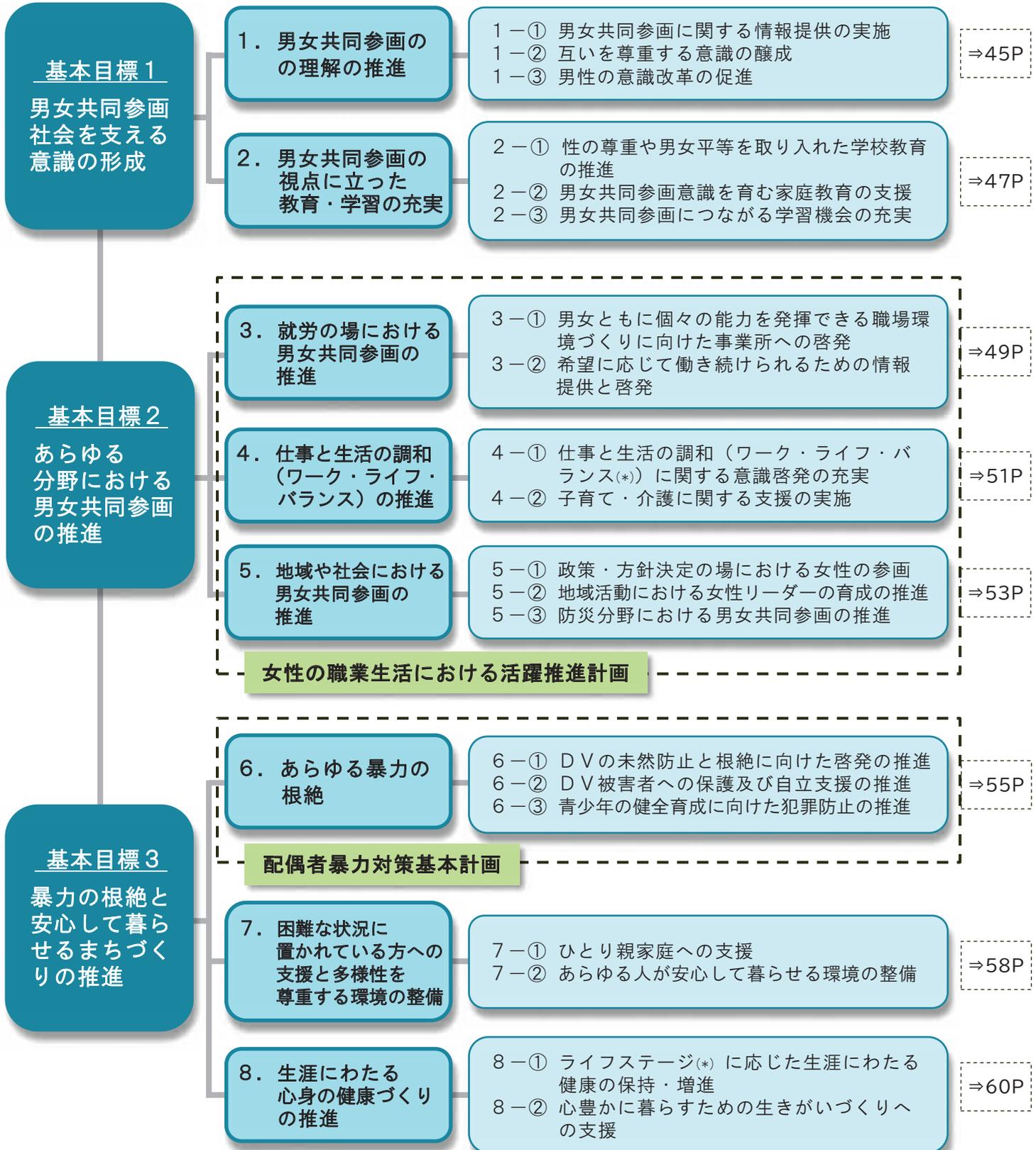
## 第3節 施策の体系

本市の男女共同参画の推進にあたっては、以下の体系に基づいて施策を展開します。

### 〈 基本目標 〉

### 〈 施策の方向 〉

### 〈 施策 〉



## 第4節 重点的な取組

### (1) 重点的な取組の目的

本計画の実現に向けて、特に重点的かつ分野横断的に取り組むべき内容を「重点的な取組」として位置づけ、積極的な施策の展開を図ります

### (2) 第4次計画の重点的な取組の内容

#### ～ 男女平等の意識づくりの推進 ～

社会の慣習や性差に関する偏見、固定観念、また、無意識の思い込み(\*)の解消に向け、男女がともに対等な社会の構成員として、互いを尊重し理解しあう必要があります。

あらゆる場面で、固定的役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性や能力を活かすことができるよう、子どものころから家庭や学校で男女平等についての教育を行い、また、様々な機会を通じて男女平等に関する啓発活動を行っていくことで、市民の男女平等の意識づくりを推進していきます。

#### ～ 男女平等の職場環境とワーク・ライフ・バランス(\*)の推進 ～

誰もが、仕事や家庭・地域生活などの様々な活動を本人の希望するバランスで実現できるよう、男女ともに意識改革を進め、結婚や出産などのライフステージ(\*)の変化に対しても柔軟に働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスについての職場の理解と環境整備、また、男女共に育児や介護と仕事を両立し、活躍できる職場づくりを推進していきます。

#### ～ 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備～

高齢化の進展や非正規雇用の拡大、ひとり親家庭の増加といった中で、生活上の困難に陥りやすい女性など、様々な理由で困難な状況におかれている場合があります。そういった多様なニーズに対応できるよう、行政サービスの充実に向けた取組を実施します。また、DV、虐待などの人権侵害に対しては、未然の防止対策はもちろん、被害者への相談支援対策を強化していきます。さらに、「人生100年時代」を迎え、生涯にわたり心身ともに豊かな人生をおくれるよう、健康の維持促進に努め、多様なライフスタイルを選択でき、自分らしく生きられるよう支援していきます。

#### ～ 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進 ～

災害時には、男女のニーズの違いなどにより、課題がより一層顕著に現れるため、平常時から男女共同参画社会(\*)づくりを意識し、自主防災活動や避難所運営などの防災対策に男女共同参画の視点を取り入れていきます。